

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>VI 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）            VI-2 業務の適切性（投資運用業）            VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性            VI-2-3-1 業務執行態勢            (1) 運用財産の運用・管理            家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。            このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。            ①～⑥ [略]            ⑦ MRF（投信法施行規則第 25 条第 2 号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦及び⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第 42 条の 2 第 6 号、金商業等府令第 129 条の 2）、これにより MRF の安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRF の運用に当たっては、<u>資産運用業協会自主規制規則「MRF 及び MMF の運営に関する規則」</u>を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出される緊急時対応策（以下「コンティンジェンシープラン」という。）については、MRF の安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっており、コンティンジェンシー</p>	<p>VI 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）            VI-2 業務の適切性（投資運用業）            VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性            VI-2-3-1 業務執行態勢            (1) 運用財産の運用・管理            家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。            このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。            ①～⑥ [略]            ⑦ MRF（投信法施行規則第 25 条第 2 号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦及び⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第 42 条の 2 第 6 号、金商業等府令第 129 条の 2）、これにより MRF の安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRF の運用に当たっては、<u>投資信託協会自主規制規則「MRF 及び MMF の運営に関する規則」</u>を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出される緊急時対応策（以下「コンティンジェンシープラン」という。）については、MRF の安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっており、コンティンジェンシー</p>

改正案	現行
<p>ープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じた見直しが行われているか。</p> <p>⑧ MMF（投資信託財産の計算に関する規則第 59 条第 1 項第 2 号に規定する公社債投資信託のほか、基準価額が 1 口 1 円となるように運用している公社債投資信託（MR F を除く）をいう。以下⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込む又はその蓋然性が高まることで、投資家による大量の解約請求が行われ混乱が発生する可能性がある。これにより MMF の安定運用や金融システムの健全性を害する事態とならないよう、MMF の運用に当たっては、<u>資産運用業協会自主規制規則「MR F 及び MMF の運営に関する規則」</u>を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出されるコンティンジェンシープランについては、MMF の商品特性等を踏まえ、MMF の安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっているか。また、コンティンジェンシープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じたコンティンジェンシープランや商品性を見直しが行われているか。</p> <p>⑨～⑪ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）  VI-3-2 承認及び届出等  VI-3-2-3 運用状況に係る情報の提供  (1)・(2) [略]  (3) 投資信託財産に係る重要な情報提供事項  投信法第 14 条第 2 項の規定による交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、投資家が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が提供されるべきものである。  かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 58 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、<u>資産運用業協会自主規制規</u></p>	<p>プランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じた見直しが行われているか。</p> <p>⑧ MMF（投資信託財産の計算に関する規則第 59 条第 1 項第 2 号に規定する公社債投資信託のほか、基準価額が 1 口 1 円となるように運用している公社債投資信託（MR F を除く）をいう。以下⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込む又はその蓋然性が高まることで、投資家による大量の解約請求が行われ混乱が発生する可能性がある。これにより MMF の安定運用や金融システムの健全性を害する事態とならないよう、MMF の運用に当たっては、<u>投資信託協会自主規制規則「MR F 及び MMF の運営に関する規則」</u>を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出されるコンティンジェンシープランについては、MMF の商品特性等を踏まえ、MMF の安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっているか。また、コンティンジェンシープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じたコンティンジェンシープランや商品性を見直しが行われているか。</p> <p>⑨～⑪ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）  VI-3-2 承認及び届出等  VI-3-2-3 運用状況に係る情報の提供  (1)・(2) [略]  (3) 投資信託財産に係る重要な情報提供事項  投信法第 14 条第 2 項の規定による交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、投資家が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が提供されるべきものである。  かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 58 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、<u>投資信託協会自主規制規則</u></p>

改正案	現行
<p>則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」を遵守する必要がある上、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p>	<p>「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」を遵守する必要がある上、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p>
(4)・(5) [略]	(4)・(5) [略]
VI-3-2-6 外国投資信託の運用報告	VI-3-2-6 外国投資信託の運用報告
(1) [略]	(1) [略]
(2) 投資信託財産に係る重要な情報提供事項の表示要領	(2) 投資信託財産に係る重要な情報提供事項の表示要領
<p>投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条第 2 項の規定による交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が提供されるべきものであり、可能な限り、投資信託に係る重要な情報提供事項 (VI-3-2-3 (3) 参照) において提供される情報と同程度の情報が提供されるべきである。</p>	<p>投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条第 2 項の規定による交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が提供されるべきものであり、可能な限り、投資信託に係る重要な情報提供事項 (VI-3-2-3 (3) 参照) において提供される情報と同程度の情報が提供されるべきである。</p>
<p>かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 63 条第 3 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、設定された外国の法制やファンドの実態に照らしつつ、<u>資産運用業協会自主規制規則</u>「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の内容を参考にした上 (設定された外国の法制やファンドの実態に照らし、やむを得ない事情により同規則において規定された事項の表示ができない場合は、当該事項に準じた表示をするなど、柔軟に対応すること)、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p>	<p>かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 63 条第 3 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、設定された外国の法制やファンドの実態に照らしつつ、<u>投資信託協会自主規制規則</u>「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の内容を参考にした上 (設定された外国の法制やファンドの実態に照らし、やむを得ない事情により同規則において規定された事項の表示ができない場合は、当該事項に準じた表示をするなど、柔軟に対応すること)、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p>